

## 箕輪町協働のまちづくり基本条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第4条）

#### 第2章 町民等

##### 第1節 私たち町民等の権利（第5条・第6条）

##### 第2節 私たち町民等の責務（第7条・第8条）

##### 第3節 自治活動組織（第9条・第10条）

#### 第3章 町政

##### 第1節 町の役割（第11条－第15条）

##### 第2節 町政の運営（第16条－第24条）

##### 第3節 町民等の意見の反映等（第25条－第27条）

#### 第4章 条例の改正（第28条）

#### 附則

箕輪町は、天竜川上流の東西にひらかれた地形にあり、中央アルプスと南アルプスを望む豊かな自然環境に恵まれた土地に、脈々と積み重ねられた歴史と文化が息づいています。この風土と文化を継承し、次世代が誇りとする、やすらぎと活力にあふれるまちを築くことは、私たちが等しく共有する目標です。

箕輪町は、この土地に生きる私たちによって成り立ち、まちの未来は、自由な発想から生まれる自主的な行動の前に広がっています。

私たちは、自らの行動が未来につながっていることを自覚し、それぞれの立場でまちづくりに取り組みます。町は、積極的にまちづくりに取り組む人々を支えるとともに、町民から信託された公共的課題の解決に向けて、自立した町政運営を確立します。

私たちは、町を含めたこの土地で生きる全ての人々が、より良いまちづくりを目指して協働する先に、世代を超えて人々を引きつける、個性豊かで多彩なまちが築かれることを信じ、誇りあるまちを創造するための道しるべとして、この条例をここに制定します。

#### 前文解説

前文では、この条例を制定する趣旨や目的、基本的な考え方を表現し、まちづくりに取り組むことへの町民等の決意を表明しています。

特に、「箕輪町はそこに生きる人々によって成り立つこと」、「人々の自由な発想による自主的な行動によって箕輪町の未来が築かれること」を表わす第2段落は、この条例の根底にある最も基本的な考え方を表現しており、まちづくりの基本理念やその他の具体的な規定は、この考え方から導き出されます。

第4段落では、まちの未来像として「世代を超えて人々を引きつける、個性豊かで多彩なまち」を掲げています。これは、第2段落の「一人一人の自由な発想に基づく行動から未来は生まれる」という考えを受け、その結果として個性の豊かさ、そして魅力の多彩さが生まれることを願っています。

そして、第3段落では、まちづくりの取り組む姿勢として、一人一人が自分の行動が未来に繋がることを自覚し、それぞれの立場でまちづくりに参加していくこと、そして町は公共的な課題の担い手として、自立した町政運営を確立していくことを定めています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、箕輪町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民等によるまちづくり及び町政運営の基本となる事項を定めることにより、個性豊かで多彩なまちづくり及び自立的な町政運営を実現することを目的とします。

### 第1条解説

この条例を制定する目的とその規定内容を明らかにしています。

この条例を定める目的は、前文にも表現された「個性豊かで多彩なまちづくり」と「自立的な町政運営」を実現することです。

この目的を実現するために、まちづくりの基本理念や町民等によるまちづくりと町政運営の基本となる事項について、具体的な規定が定められています。

### (用語の定義)

第2条 この条例において「まちづくり」とは、良好な生活環境の確保、地域社会の活性化その他の暮らしやすく、活力ある地域の実現を目指す活動をいいます。

2 この条例において「協働」とは、複数のものが目的又は目標を共有し、協力して活動することをいいます。

3 この条例において「町民等」とは、町内に住所を有する個人（以下「町民」という。）、町内に勤務する個人、町内に存する学校に在学する個人又は町内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の町内で活動する団体をいいます。

4 この条例において「自治活動組織」とは、町民等のうち、区その他の町民等により自主的に形成された自治活動を行う団体をいいます。

5 この条例において「町」とは、議会及び町長その他の執行機関をいいます。

## 第2条解説

この条例の基本に関係する重要な用語の定義を明らかにしています。

### ア)「まちづくり」(第2条第1項)

「まちづくり」は最も中心になる用語です。

「まちづくり」という言葉は、場面によって様々な内容が含まれますが、「個性豊かで多彩なまち」を築くという観点から、良好な生活環境を確保する活動だけでなく、地域社会を活性化させる活動も重要です。

そこで、この条例では「まちづくり」を「暮らしやすく、活力ある地域の実現を目指す活動」と定義しています。

### イ)「協働」(第2条第2項)

この条例では「箕輪町に住み、又は活動する全てのもの」が協働してまちづくりに取り組むことを基本理念としており、「町民等と町の協働」だけでなく、「町民等と町民等の協働」も重要な要素です。

### ウ)「町民等」(第2条第3項)

箕輪町は、町内に住所のある人に限らず、他市町村から町内に勤務・通学している人など、様々な人の生活・活動の場になっています。また、町内では企業や区など様々な団体が活動しています。

前文にあるとおり、この条例の根底にある考えは「箕輪町はそこで生活する人々によって成り立っていて、その人々の行動がまちの未来に繋がっている」ということです。そして、まちづくりの担い手についても、「この地域で生活し、又は活動している人」という観点に立脚する必要があります。

そのため、まちづくりの担い手である「町民等」は、町内に住所がある個人以外も含んでいます。

なお、町内に住所がある個人について特に記載が必要な場合は、「町民」という用語を使います。

### エ)「自治活動組織」(第2条第4項)

町内では、区や常会など自治活動を行う自主的な団体が、様々なまちづくりを行っています。そこで、この条例では「町民等によるまちづくり」を促進する観点から、「自治活動組織」という用語を設け、一定の規定を盛り込んでいます。

なお、この「自治活動組織」は、区や常会だけでなく、地域的な区割りを越えて活動する団体や、特定のテーマに関する活動を目的とする団体を含みます。

### オ)「町」(第2条第5項)

この条例では、町の議会と町長その他の執行機関の全体をいう場合に「町」という用語を使います。

なお、「その他の執行機関」とは、教育委員会や農業委員会など、町長以外の執行機関をいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われます。

- (1) まちづくりは、箕輪町に住み、又は活動する全てのものにより担われること。
- (2) 町民等による個性豊かで多彩なまちづくりが推進されるとともに、より高い成果を目指して町民等相互の協働が活発に行われること。
- (3) 地域の公共的課題に対して、町は自立的な町政運営に基づきその役割を十分に果たすとともに、町民等及び町は当該課題を共有し、解決に向けて適切に協働すること。

#### 第3条解説

まちづくりの基本理念について定めています。この基本理念は、前文に掲げた考えを発展させ、三つの要素に着目して整理しています。

##### ア) 第3条第1号

「まちづくりの担い手は誰か」という点について定めています。

これは、前文第2段落にある「箕輪町はそこに生きる人々によって成り立ち、人々の自由な発想による自主的な行動によって箕輪町の未来が築かれること」を改めて確認した内容になります。

##### イ) 第3条第2号

「町民等によるまちづくりの推進」という点について定めています。

これは、前文第4段落に掲げるまちの未来像「個性豊かで多彩なまち」について改めて述べるとともに、まちづくりにおける町民等相互が協働することで、個人の活動のみでは成しえない大きな成果の達成を願う内容になります。

##### ウ) 第3条第3号

「町が十分に役割を果たすこと」という点について定めています。

これは、町が、前文第3段落にある「自立的な町政運営」を確立させ、町民等が積極的にまちづくりを行う基盤を支える重要な主体として、十分に役割を果たすことを述べています。

そして、地域の公共的課題の解決に当たっては、その当事者でもある町民等と課題を共有し、解決に向けて適切に協働することについて述べています。

(条例の位置づけ)

第4条 この条例は、まちづくりに関する基本事項を定めるものであり、町民等は  
この条例を尊重します。

2 町は、町政運営に当たり、この条例に定める事項を遵守するとともに、条例、  
規則その他町が策定する計画は、この条例と整合しなければなりません。

#### 第4条解説

この条例はまちづくりの基本理念やまちづくりと町政運営の基本となる事項を定めるもので、まちづくりと町政において最も中心的な位置にあるものと捉えられます。

しかし、現行の法体系では、まちづくり基本条例もあくまでも他の条例と同じという位置づけになるので、法的な効力としての優劣はないという形になります。

そこで、この条例が十分に機能していくためには、この条例を実際に運用する場面で、どれだけこの条例を尊重していけるかが重要です。

そのため、条例を運用していく上での基本方針として、第1項では、まちづくりの担い手である町民等は本条例を尊重していくことを宣言しています。

第2項では、町は本条例を遵守し、町の条例、規則その他の計画を本条例と整合させることで、本条例が位置づけを確保することを定めています。

### 第2章 町民等

#### 第1節 私たち町民等の権利

(まちづくりを行う権利)

第5条 町民等は、自らの意思及び責任に基づいて、まちづくりを行うことができます。

2 町民等は、町に対して、まちづくりに関する政策に係る提案、意見又は要望を提出することができます。

#### 第5条解説

第1項では、町民等がまちづくりの主体として、これを行うことができることを定めています。

第2項では、町民等は町に対してまちづくりに関する提案等を行うことができることを定めています。

(情報の開示を請求する権利)

第6条 町民等は、町に対して、町の保有する情報の開示を請求することができます。

#### 第6条解説

町民等が町政について意見を表明する上で、町が保有する情報を取得することは非常に重要です。そこで、町民等は町に対して情報の開示を請求できる権利を有すること定めています。

なお、第6条を受け、第18条では情報公開について町政運営の基本原則として定めています。

## 第2節 私たち町民等の責務

(地域社会の一員としての責務)

第7条 町民等は、地域社会の一員であることを自覚し、自らの行動及び発言に責任を持つとともに、地域の良い生活環境の維持に係る活動に協力するよう努めます。

### 第7条解説

町民等は、箕輪町を構成する大切な一員ですが、同時に箕輪町は多くの方が共同で生活する場としての地域社会が形作られています。

そこで、地域社会の一員としての基本的な責務として、自らの行動と発言に責任を持ち、また全員が気持ち良く生活できるよう、良い生活環境の維持に係る活動への協力に努めることを定めています。

(まちづくりを担うものとしての責務)

第8条 町民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、自らがまちづくりを担うことを自覚し、まちづくりへの積極的な関与に努めます。

### 第8条解説

町民等は、この地域の発展に深く関わっている者であり、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。そこで、町民等は自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに関与に努めることについて定めています。

## 第3節 自治活動組織

(自治活動組織の役割及び責務)

第9条 自治活動組織は、その活動を通して、町民等によるまちづくりを促進する役割を有します。

2 自治活動組織は、その活動において町民等に対する不当な差別的取扱いをしてはなりません。

### 第9条解説

自治活動組織がまちづくりにおいて有する役割とその活動において留意しなければならない点について定めています。

第1項では、町民等が「自治活動組織」を通じて自らまちづくりに参加しているという点に着目し、「町民等によるまちづくり」を促進する役割があることを明らかにしています。

第2項では、「自治活動組織」の町民等への生活に対する影響力を踏まえ、その活動において不当な差別的取扱いをしてはならないことを定めています。

(町民等の積極的参加)

第10条 町民等は、まちづくりを行うに当たり、自らの意思に基づき、自治活動組織への積極的な参加に努めます。

第10条解説

「自治活動組織」への参加は、町民等によるまちづくりの活性化に繋がります。そのため、町民等の「自治活動組織」への積極的参加を促す目的で、当該規定を設けています。

ただし、「自治活動組織」への参加は、「自らの意思に基づき」とし、あくまで自主的な参加を前提としています。また、参加をしない人がいる場合であっても、第9条第2項において、「自治活動組織」は町民等に対して不当な差別的取扱いをしてはならないことを定めています。

第3章 町政

第1節 町の役割

(町の基本的役割)

第11条 町は、自立的な町政運営を行うとともに、まちづくりを総合的に推進することにより、町民等の福祉の増進及び箕輪町の健全な発展を図ります。

2 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、町民等の活動によるまちづくりを尊重し、及び促進します。

第11条解説

町が担う最も基本的な役割について明らかにします。

第1項では、町は町民等の福祉の増進と町の健全な発展を図るために、町として自立した町政の運営とまちづくりを総合的に推進することとします。

第2項では、町民等がまちづくりの主体であることから、町はそのまちづくりを尊重するだけでなく、第3条に定めるまちづくりの基本理念を実現するため、町民等によるまちづくりを促進する役割があることを明らかにします。

(議会の役割)

第12条 議会は、町民の信託に基づく代表機関として、箕輪町の政策の意思決定等を行います。

2 議会は、箕輪町議会基本条例（平成22年箕輪町条例第17号）に基づき、議会活動の充実に努めます。

第12条解説

議会在が担う役割について明らかにします。

第1項では、議会が町民の選挙により選ばれた議員による代表機関であり、箕輪町の政策の意思決定などを行う役割を担っていることを明らかにします。

第2項では、箕輪町議会基本条例に基づき、議会活動の充実に努めることを定めています。

(町長の役割)

第13条 町長は、町民の信託に基づき箕輪町を統轄し、代表するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 町長は、その補助機関を適切に指揮監督するとともに、町職員の職務能力の向上のために必要な措置を講じます。

第13条解説

町長が担う役割について明らかにします。

第1項では、町長は町議会議員と同様に町民の選挙により選ばれ、その信託に基づいて箕輪町を統轄・代表し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めています。

第2項では、町長は補助機関である副町長、会計管理者、職員を適切に指揮監督しつつ、町職員の職務能力を向上するために必要な措置を講じる役割があるとします。

(その他の執行機関の役割)

第14条 町長を除く執行機関は、第11条に定める役割を果たすため、所管する事務を公正かつ誠実に遂行します。

第14条解説

町長以外の執行機関が担う役割について明らかにします。

町長以外の執行機関も、町の行政運営において重要な役割を担っています。そのため、町長を除く執行機関も、第11条に規定する町の役割を果たすため、公正かつ誠実に事務を執行することを定めています。

(町職員の役割)

第15条 町職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に努めて職務能力の向上を図るとともに、町民等の視点から、公正かつ誠実に事務を遂行します。

#### 第15条解説

町職員が担う役割について明らかにします。

町職員は、行政サービスを具体的に提供する者という意味で大きな役割を担います。そこで、町職員は職務能力の向上のために常に自己研鑽に努めるとともに、町民等の視点に基づき公正かつ誠実に事務を遂行することとしています。

### 第2節 町政の運営

#### (法令遵守)

第16条 町は、町政運営の公正を確保するため、法令を誠実に遵守します。

#### 第16条解説

町政運営を公正に行うためには、町の条例や規則はもとより、法律や県の条例などに沿う必要があります。そこで、本条では町政運営の公正を確保するために、法令を誠実に遵守することを町政運営の基本原則として定めています。

#### (行政手続)

第17条 町は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則を定める手続について、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るために必要な措置を講じます。

#### 第17条解説

町は許可や認可などの行政処分、行政指導など様々な行為を行いますが、これらの行為は町民等の権利義務に重要な影響を与えます。そのため、これらの行為の手続きが公正に実施され、またその手続が町民等に明らかになっていることが重要です。

そこで、町は行政運営における公正の確保と透明性の向上のために必要な措置を講じることを定めています。

なお、町では具体的な措置として、箕輪町行政手続条例を制定し、町が行う処分や行政指導などに関する共通事項を定めています。

#### (情報公開)

第18条 町は、町政に関する情報を適正に公開するとともに、情報公開に関する制度の充実に努めます。

#### 第18条解説

公正で開かれた町政の実現のためには、適切な情報公開が重要です。また、第6条では、町民等は町の保有する情報の開示を請求することができることとされています。そこで、町は町政に関する適正な情報公開を行うこと及び具体的な情報公開制度の充実に努めることを定めています。

なお、町ではすでに箕輪町情報公開条例を制定し、具体的な取扱いを定めています。

#### (個人情報取扱い)

第19条 町は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、町が保有する個人情報に適切に取り扱います。

#### 第19条解説

町は、その職務上様々な個人情報を保有し、それらの情報は個人の権利利益に深く関わっています。そのため、この権利利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報の適正な取扱いについて定めています。

なお、町では箕輪町個人情報保護条例を制定し、具体的な取扱いを定めています。

#### (基本構想及び基本計画)

第20条 町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、箕輪町の将来像及び政策の基本的な方向性に関する長期的な構想（以下「基本構想」という。）並びに基本構想を実現するための政策に関する中期的な計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 町は、行政運営を基本構想及び基本計画に即して行います。

3 基本構想及び基本計画を策定又は変更しようとする場合は、議会の議決を要します。

#### 第20条解説

町の行政運営において、最も基本的な計画である基本構想と基本計画について定めています。

第1項では、町は総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画を定めることを。

第2項では、この計画が町の最上位の計画であることから、行政運営はこれに即して行わなければならないとします。

第3項では、この計画が町の将来に関わる重要な計画であることから、その策定又は変更にあたって、議会の議決を要することを定めています。

(財政運営)

第21条 町は、中期的及び長期的な財政見通しを踏まえ、計画的かつ健全な財政運営に努め、及び当該運営状況を公表します。

2 町は、基本構想及び基本計画に基づき予算を編成します。

3 町長は、成立した予算を効率的かつ効果的に執行します。

第21条解説

町の様々な事業の基本となる町財政の運営について定めています。

第1項では、財政運営に関する基本的な原則として中期的及び長期的な視点に立ち、計画的で健全な財政運営に努めなければならないことを定めています。

第2項では、予算の編成と執行について定めています。第20条第2項のとおり、町の行政運営は基本構想及び基本計画に即して行われることから、予算の編成もこれに基づかなければならないとします。

第3項では、町長は成立した予算の執行を効率的かつ効果的に行われなければならないことを定めています。

(行政経営の見直し)

第22条 町は、行政経営について常に見直しを行うとともに、より効率的かつ効果的な行政経営を行うために必要な措置を講じます。

第22条解説

町は常に行政経営の現状について見直しを行い、必要な措置を講ずることにより、効率的かつ効果的な行政経営の実現に努めなければならないことを定めています。

なお、町では「住民のために変革できる自治体経営の確立」を目標に、行政経営計画を策定し、住民満足の上昇、行政のスリム化、財政基盤の強化、組織体制の強化に取り組んでいます。

(良好な生活環境の確保)

第23条 町は、町民等又は国、他の地方公共団体その他関係団体と連携して、犯罪及び事故の発生防止による安全かつ安心なまちづくりに取り組むことにより、町民等の良好な生活環境の確保に努めます。

第23条解説

第11条のとおり、町は町民等の福祉の増進を図る役目を担っており、町民等の福祉の増進には、毎日の生活の安全と安心の確保が基本です。また、犯罪や事故は生活の安全や安心を脅かすだけでなく、心身に深い傷を残してしまう場合があります。

そこで、町は犯罪や事故の発生防止に努めて、安全かつ安心なまちづくりに取り組むことにより、町民等の良好な生活環境の確保に努めることを定めています。

また、犯罪や事故の防止は、地域社会の一員である町民等や様々な団体と協力して取り組むことが重要であるため、様々な主体と連携することも定めています。

(災害等発生時の対応等)

第24条 町は、自然災害その他の町民等の生活に多大な影響を及ぼすおそれのある事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生すると予測される場合は、町民等の生命、身体及び財産の保護のため、町民等又は国、他の地方公共団体その他関係団体と連携して、迅速かつ的確に対応しなければなりません。

2 町は、日頃から災害等の発生に備え、危機管理体制の確立及び強化に努めます。

#### 第24条解説

町は、災害等が発生した際には、町民等の生命、身体及び財産を保護する重要な役割を担います。

そこで、第1項では、町は災害等の発生した場合、又は発生が具体的に予測されている場合に、迅速かつ的確に対応しなければならないことを定めています。また、災害等への対応には、町民等や様々な団体と協力することが重要です。そこで、町は様々な主体と連携して対応することも定めています。

第2項では、町は災害等による被害を防止又は減少させるため、常に備えを固め、危機管理体制を確立し、強化するよう努めることを定めています。

### 第3節 町民等の意見の反映等

(町民等の意見の反映)

第25条 町は、常に町民等の意見の把握に努めるとともに、当該意見を適切に町政運営に反映させます。

2 町は、次の各号に掲げる事項については、特に町民等の意見の反映が必要なものとして、適切な措置を講じます。

(1) 本条例の改正（関係法令の制定又は改廃に伴う場合で、政策的な判断が不要なものを除く。第3号において同じ。）

(2) 基本構想及び基本計画の策定又は変更

(3) 町民等に義務を課し、若しくは町民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

#### (4) 公共の用に供する大規模な施設の設置

##### 第25条解説

町民等の福祉の増進を図るためには、町民等が実際にどのような意思を持っているかを把握し、適切に町政運営に反映させることが重要です。

そこで、第1項では、常に町民等の意見の把握に努め、その意見を適切に町政に反映させることを、町の基本的な姿勢として定めています。

第2項では、町政運営の基本に関わる事柄や町民等の生活に大きく影響する事柄については、町民等の意見を反映させる必要性が高いため、特に必要な措置を講じることを定めています。

##### (意見等提出制度の充実)

第26条 町は、町民等からのまちづくりに関する政策に係る提案、意見及び要望の提出に係る制度の充実に努めます。

2 町は、町民等から提出された提案、意見及び要望を誠実に取り扱います。

##### 第26条解説

第5条第2項では、町民等にまちづくりに関する政策に係る提案、意見及び要望を提出できることを定めています。

これを受け、第1項では町は提案等の提出に関する制度の充実に努めなければならないことを定めています。

また、第2項では、町は提出された貴重な提案等を誠実に取り扱うことを定めています。

##### (住民投票)

第27条 町は、町政に関する重要な事項について、広く町民等の意思を確認する必要があると認められる場合は、議会の議決を経て、住民投票を行うことができます。

2 町は、住民投票を行う場合は、投票に付す案件ごとに、投票権者、投票結果の取扱いその他の投票の実施に関して必要な事項について、条例で定めます。

##### 第27条解説

町議会議員と町長を町民の代表とする間接民主制を補完し、町民等が直接に意見を表明する制度である住民投票について定めています。

本条に基づく住民投票は、あくまで町が独自に条例を制定して行うもので、投票結果を町の最終的な決定とするものではありませんが、広く町民等が直接意見を表明できる重要な機会です。

第1項では、町政に関する重要事項について広く町民等の意思を確認する必要があると認められる場合、町は住民投票を実施できることを定めています。

第2項では、住民投票を行う案件ごとに、投票に必要な事項を条例で定めることとしています。これは、有権者や開票実施に必要な投票率など、投票の実施に関して必要な事項を案件ごとに慎重に検討することで、町民等の意見をより適切に把握するためです。

#### 第4章 条例の改正

(条例の改正)

第28条 町は、社会情勢等の変化により必要が生じたときは、速やかにこの条例を改正します。

#### 第28条解説

本条例はまちづくりと町政運営に関する基本的な事項を定めたものですが、今後の社会情勢の変化等によって、規定の内容を改正する必要が生じる可能性もあります。そこで、必要が生じた場合には、速やかに本条例を改正することを定めています。

#### 附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。